

開会の日 令和6年12月9日(月)
場所 委員会室

◆出席委員(6人)

委員長	上ヶ吹	豊	孝
副委員長	森		要
委員	野村	勝	憲
委員	井端	浩	二
委員	小笠原	美保	子
委員	佐藤	克	成

◆欠席委員(なし)

◆説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
農林部長	野	村	久	徳
農林部次長兼農業振興課長	柚	原	徹	守
食のまちづくり推進課長	麻	生	貴	秀
林業振興課長	檜	木	正	憲
林業振興課長補佐兼森林調査係長	東		弘	通
農業振興課農務係長	野	道	康	弘
基盤整備部長	森		英	樹
建築企画監	砂	田	健	太郎
建築住宅課管理営繕係長	澤	田	充	弘

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	川	端	嘉	恵

◆本日の会議に付した事件

・付託案件審査

議案第92号 指定管理者の指定について(上町農産物直売施設)

議案第93号 字区域の変更について(古川町是重地区)

議案第94号 字区域の変更について(神岡町数河・石神Ⅱ—1地区)

議案第95号 字区域の変更について(神岡町数河・石神Ⅱ—2地区)

議案第96号 指定管理者の指定について(飛驒古川まつり会館)

議案第97号 指定管理者の指定について(飛驒古川桃源郷温泉 めく森の湯すぱーふる)

(開会 午後1時00分)

◆開会

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ただいまより第10回産業常任委員会を開きます。本日の出席委員は全員であります。

会議録署名は、委員会条例第30条の規定により委員長がこれを行います。

当委員会に付託されました案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前をお願いをします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いをします。また、会議規則第116条の規定により、「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。」こととなっておりますので、付託された議題に沿った質疑をお願いします。

次に、理事者側の説明において、議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁する場合は、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。

以上、よろしくをお願いします。

◆1. 付託案件審査

議案第92号 指定管理者の指定について（上町農産物直売施設）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

それでは、付託案件の審査を行います。

議案第92号、指定管理者の指定について（上町農産物直売施設）を議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

野村農林部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□農林部長（野村久徳）

議案第92号、指定管理者の指定について説明いたします。

施設の名称、上町農産物直売施設。

指定管理者となる団体の名称、地場産市場ひだ合同会社。

指定の期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

別紙資料にて説明いたします。付属資料1ページをご覧ください。募集方法は市内公募、指定管理料はゼロ円です。

付属資料の5ページにお進みください。内部審査に係る提案書（事業計画書）等の主な点を説明します。審査項目の2、「事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。」については、市場の客層ごとに具体的な内容となっており、店頭販売だけでなくSNSをはじめ、ラジオやイベント等を通じた利用促進を図り、地域農業の振興につなげるという目的に沿った提案となっています。

付属資料の13ページにお進みください。人員配置計画等については地場産品の生産、流通に精通し、マネジメント能力を有する店長を配置するほか、地元雇用を中心に、勤務時間ごとに組み合わせた勤務体系としております。

次の、14ページは収支計画書、15ページは団体の概要になっております。

以上で説明を終わります。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（野村勝憲）

人件費のことをお尋ねしますが、オープンして間もなく駿河屋古川店のトマト店長を採用されて、たしか3年間くらいだったと思いますけども、店長の人件費は市が負担するということになっていたと思います。その3年間は多分もう終了しているのではないかなと思うんですけども、そうしますと、その人の人件費は当然こちらの「上町農産物直売施設そやな」のほうから出るとは思いますけれども、人件費では前と比べるとトータルでどのくらいのオーバーになるんでしょうか。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

答弁を求めます。

□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

市のほうからの委託の任期につきましては、本年6月末をもって終了しております。それ以降につきましては地場産市場ひだ合同会社の契約によりまして、そちらのほうから給料が支払われておるということになっております。額につきましては店長と会社との中のお話でございまして、具体的な金額ということは把握をしておりません。

○委員（野村勝憲）

そうしますと、収支の面で私ちょっと気になるのは、当然出ていくお金としては人件費が一番大きいと思います。収益もあるかもしれないですけども、その辺ではバランス的には黒字経営でという理解でよろしいんですか。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

答弁を求めます。

□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

お手元の資料の収支計画のほうを見ていただきますと、人件費のところに常勤給料というところで今後5年間の計画を示しております。それに伴いまして収支のほうは年々黒字ということで計画をしておりますし、これまでの経緯を見ておりましてもこれで十分いけるものというふうに判断をしております。

○委員（野村勝憲）

もう1点気になることがありまして、御存じのように道の駅アルプ飛騨古川は3年か4年ぐらいい前にトイレ改修をして非常にきれいになって、岐阜県の中でも私いろいろなところに行ったときには、例えば家族が東濃におるので、いろいろな国道41号の道の駅に立ち寄っていくんですけども、比べると全然違うんですね。清潔感もそうですし、まず数が違うんですね。そういう意味では岐阜県下でも非常にいい道の駅だなというふうに私は思っているわけなんですけど、より相

乗効果を出さなければいけないんですね。ですから、朝開町からここに来られて相乗効果が出ていると思います。売り上げにしてもね。

ただ、問題は、最近気になるのは、たしか上町農産物直売施設そやなは水曜日が定休日でしたかね、たしか週1回だと思います。それと隣には、相乗効果の点で影響するので、有限会社老田屋のラーメン店がありますね。あちらは火曜日休み、週1回。それと、その隣に寄合所耕飛驒古川食堂、これは例の井上グループと言われている、すみれリビング株式会社が経営されていると思います。そこが10月から週5日休んでいるんですよ。御存じだと思いますけども日曜日と土曜日しか営業されていないです。これはどういうことなんでしょうか。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

答弁を求めます。

□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

寄合所耕につきましては民間の施設でございますが、指定管理施設とはまた別なわけでございますけども、休みということに関しましては道の駅を利用されるお客様が訪れられたときに、全部のお店が閉まっているようではなかなか問題もあるかなと思いますので、指定管理施設がお休みをいただく場合というのはずらして、隣同士の施設等を休みが重ならないように配慮をして運営しておるといふふうには聞いておりますが、今の寄合所耕の週5日お休みをいただいたというところについては当課のほうでは把握はしておりません。

○委員（野村勝憲）

私、めん処ほりのうえを利用するので、あちらも「ええ。」とおっしゃっていました。味が違うわけですから、そういう相乗効果をより出さなければいけないと思うんですよ。そういう意味では、できるだけ休みを少なくしたほうが上町農産物直売施設そやなにも影響するので、その辺だけ農林部長、よろしくお願ひしたいと思いますが。

□農林部長（野村久徳）

私も把握しておりませんでしたので、まずは現状というか実情を把握するところから始めて、その上で話し合いで何かうまくいくようであればそのように促すようなことも検討したいというふうにあります。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（森要）

関連です。今の先ほど言われた土曜日、日曜日しかやっていないということで、管理委託の皆さんの規約というか、そういうものには何曜日から何曜日までしてくださいという、そういう規約、協定は結んではいなかったのでしょうか。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

あそのこの食堂の建物は全く民間の建物なので、市とは一切関係がないものですから、何も協定もないですし、純粹に普通のお店としてやっておられるということです。なので、めん処ほりのうえとかと同じ位置づけということです。

○委員（森要）

ちょっと勘違いをしておりました。分かりました。今のこの収支を見ておきますと、その他の収入が多くて非常に頑張っているんじゃないかなと思いますが、その他の収入というのはどういうものか分かるでしょうか。

□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

その他の内訳としましては、年会費、それから入会金のほか、野菜以外の買い取り商品、仕入れ商品の収入というものがそこに含まれておりますので、非常に大きく割合を占めているということになっております。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ほかに質疑はありませんか

○委員（小笠原美保子）

付属資料の5ページのところを書いてあるんですけども、出荷会員数のところで計画で年々増えるようにはなっているんですけども、単純に考えて高齢化だったりとか、減っていくような気がしているんですけども、そのこのところの見込みというのはどういうふうに出されているんですか。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

答弁を求めます。

□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

上町農産物直売施設そやながオープンいたしました一昨年7月の段階では135人が出荷の方々でございました。それ以降、増えまして現在は180人余りというふうになっております。それを踏まえまして、今後5年間微増というか新しく出荷される方が増えていくというような見込みを立てていらっしゃるんですけども、当然高齢化によって自然減ということもあって、プラスマイナスでこれだけが増えていくというような計画であるというふうになっております。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ほかに質疑はありませんか。

1点だけお願いします。上町農産物直売施設そやながオープンして3年ですか、それで新しくまた5年ということなんですが、できた当初は皆さん物珍しさで行かれると思うんですけど、順調に収益も上げられているんですけども、今度はほかとの差別化を図る意味で何かこの5年間で新しく商売の向上に向けた戦略とか課題というのはあるんでしょうか。

□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

店舗内での販売の面積というのはこれ以上広げられないので、実際、店長をはじめ、スタッフの方々も一生懸命になって売上げを伸ばしていると。店舗販売には限度がどうしても出てきますので、それ以外にSNSであるとか、あとはインターネット販売、こういったものにも力を入れていく。さらには、まとまった出荷ということで富山県の生活協同組合ですとか、そういったところへの出荷ということも数を増やしながらベースの収入を上げていくと、そういうふうになっております。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

もう1点お願いします。結局、今言われたようにいろいろ考えられていると思うんですが、先

ほどの資料の中に魚介類と肉でしたか、これは例えば肉の場合は飛騨牛を前面的に押したような事業形態になるのでしょうか。

□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

肉類につきましては市内のお肉業者含めて飛騨牛ということを中心に前面にお出ししておりますし、それ以外の新しい魅力という点においては飛騨市と関わりの深い自治体との交流ということで、最近ですと福井県のおおい町のカニとか魚介をメインに扱って、なかなかこちらでは手に入らないものをお値打ちに販売することによって、たくさんのお客様に足を運んでいただくと、そういった工夫もしながら販路といいますか売上げを伸ばしていきたいというふうに伺っております。

○委員（森要）

もう1点聞かせてください。この指定管理は当初は3年、今は5年。3年とか5年と変わっていくみたいなんですけど、何かそういう基準があるのでしょうか。

△市長（都竹淳也）

基本的には新しい建物については3年ということにしています。それ以降は基本は5年ということになります。ただ場合によって、例えば何か今後の事情変更があることが見込まれる場合であるとか、あるいは長くやっておられた事業者が変わるようなケース、こういった場合には3年という形で順調に軌道に乗るかどうかを見極めるということをやることがございます。

○委員（森要）

新しいときは3年、後は5年でいろいろ事情があつてということですが、例えば上町農産物直売施設そやなが5年やった、その後順調よくうまくいっているということになると次も5年という可能性はあるということでしょうか。

△市長（都竹淳也）

基本的には5年なので、ここから後5年ということではずっといくということになると思います。

○委員（森要）

もう1点聞かせてください。選定委員というのはメンバーの構成はどちらがされたのか教えてください。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

今回の選定委員のメンバーにつきましては、副市長、企画部長、市民福祉部長、商工観光部長、教育委員会事務局長、神岡振興事務所長で開催をしております。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（佐藤克成）

付属資料の8ページの評価のページですけども、「スタッフの配置及び教育が充実していること。」ということで、10点満点中7点なんですけれども、ほかの評価に比べて一番これが10点満点中7点ということで相対的に低い評価になっているんですけども、事業者側から課題に思っていることだとか、市がこういった評価になった理由というのは何かありますでしょうか。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

答弁を求めます。

□食のまちづくり推進課長（麻生貴秀）

スタッフの配置につきましては、売り上げに応じて余裕が出てきたところで販路を増やしていく。そのときに、人の配置が必要になってくるので少しずつ増やしていくというような形で運営者側が考えていらっしゃる。

現段階においては、スタッフのほうで指導であるとか、業務の部分で大変な部分があるということで、なかなか増やせていないというような実態があるというふうに伺ってしまして、これを次期は売上げと伸ばしつつ、しっかりと人材も少しずつ増やしながら経営を回していきたいというふうに伺っておりますので、そういう意味で今回10点満点中の7点というのは、今後の希望も含めて7点というふうにさせていただいておる次第です。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとし、報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ご異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第93号 字区域の変更について（古川町是重地区）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

次に、議案第93号、字区域の変更について（古川町是重地区）を議題といたします。説明を求めます。

□農林部長（野村久徳）

議案第93号について説明いたします。

字区域の変更について（古川町是重地区）ですが、本案は県営土地改良事業（玄の子地区）の施行に伴い、地区内の土地の区画及び形状を整備した結果、字区域の境界を変更するものです。

2ページをご覧ください。変更の大略は、古川町是重字荒神木の一部及び古川町東町の道路の一部を古川町是重字上向田に変更を行うものです。

3ページをご覧ください。変更調書では該当する土地の地番を記載しています。また、該当する法定外公共物については隣接する土地の地番で表しています。

次の4ページは字界変更区域位置図、5ページは変更大略図になります。5ページを参考に説明します。図の中心辺りに古川町是重字上向田、古川町是重字荒神木とありますが、もともと道路の境が字界でありましたが、土地改良による道路拡幅によりその境目が変わりました。それに伴い、二重線のように見える下側の線まで上向田の面積が増加し、荒神木の面積が減少するという変更です。次に、図の左側にあります古川町東町と是重の境目の道路ですが、もともと東町に属していた道路を土地改良事業範囲である是重地内に組み込む変更をするものです。

なお、変更後も行政区はこれまでと変わらず古川町第19区に属する道路となり、実質的に何か影響があるものではありません。

以上で説明を終わります。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして、報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第94号 字区域の変更について（神岡町数河・石神Ⅱ—1地区）
及び

議案第95号 字区域の変更について（神岡町数河・石神Ⅱ—2地区）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

次に、議案第94号、字区域の変更について（神岡町数河・石神Ⅱ—1地区）及び議案第95号、字区域の変更について（神岡町数河・石神Ⅱ—2地区）について、会議規則第96条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

□農林部長（野村久徳）

議案第94号及び議案第95号をご説明いたします。

議案第94号、字区域の変更について（神岡町数河・石神Ⅱ—1地区）ですが、本案は地籍調査事業の結果に基づき、字区域の境界を変更するものです。

2ページをご覧ください。変更の大略は神岡町石神字上野、谷尻、水梨平、大沢、長左古及び寺垣内の一部を神岡町石神字石神前平に変更を行うものです。

3ページをご覧ください。変更調書では該当する土地の地番を記載しております。

次の4ページは、字界変更区域位置図になります。太い実線が地籍調査事業の施行区域、丸印は字界変更箇所的位置を表記しております。

5ページにお進みください。こちらは字界変更区域図になります。色塗りされた箇所が字界変更となる区域、太い点線が字界を表記しております。上段が変更前、下段が変更後となっております。変更理由は、地形上明確ではない状況が確認されたため、今後、土地所有者が土地管理を円滑に行えるよう境界を整理するものです。

次に、議案第95号、字区域の変更について（神岡町数河・石神Ⅱ—2地区）についてご説明します。

2ページをご覧ください。変更の大略は、神岡町石神字江口畑及び石神前平の一部を、神岡町石神字灘見谷に変更を行うものです。

3ページをご覧ください。変更調書では、該当する土地の地番を記載しております。

次の4ページは、字界変更区域位置図になります。

次の5ページは、その詳細を示す字界変更区域図となります。変更理由は、地形上明確ではない状況が確認されたため、今後、土地所有者が土地管理を円滑に行えるよう境界を整理するものです。

以上で説明を終わります。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は議案番号を述べて行ってください。

（「なし」との声あり）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。採決は個々に行います。

最初に、議案第94号について採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ご異議なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第95号について採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時28分 再開 午後1時29分 ）

◆再開

●委員長（上ヶ吹豊孝）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第96号 指定管理者の指定について（飛騨古川まつり会館）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

議案第96号、指定管理者の指定について（飛騨古川まつり会館）を議題といたします。説明を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

議案第96号、指定管理者の指定について（飛騨古川まつり会館）についてご説明いたします。施設の名称は、飛騨古川まつり会館。

指定管理者となる団体の名称は、飛騨市古川町、一般社団法人飛騨市観光協会です。

指定の期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となります。

次に、説明資料においてご説明をさせていただきます。そちらをご覧ください。

資料の1ページをお願いします。番号96、飛騨古川まつり会館につきましては、募集方法は非公募、指定管理料は5年間で3,155万円です。

2ページは、選定委員会の結果が載せてあります。

18ページをお願いします。内容審査に係る提案書となります。非公募のため、採点はついておりません。

主な提案内容についてご説明いたします。表の中段、①の「利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。」についてですけれども、団体旅行の獲得を主とした旅行会社への営業に加え、個人旅行者については、来訪の多い名古屋市、富山県方面へのプロモーションを図るとしております。実績のある旅行会社への直接営業に加え、ダイレクトメールによる魅力発信、定期的なSNS発信を行い、幅広い年代層へ周知を図ると提案をされております。

②の「利用者の利便が図られ質の高いサービスの提供が期待できること。」についてですが、「まちの文化」を学びたいとのニーズを踏まえ、会館内での説明について祭り文化や町の歴史を関連させるなど、内容の幅を広げる工夫をする。また、窓口に寄せられるお客様の意見を速やかに組織でシェアし、改善するなどの提案がされております。

19ページをお願いします。上段、②の「業務処理を安定して行うための能力を有していること。」については、組織の活性化を図るための70歳定年制を令和6年度より導入する。また、苦情解決責任者と担当者の選任、設置などが提案されております。

中段の③、「売上げを伸ばすための方策が適切であること。」についてですが、各種イベント

と絡めた会館誘客及び独自割引制度による、売店売り上げの向上対策などが提案をされております。

下段の個別項目では、飛騨高山奥飛騨温泉郷の観光施設との連携強化や会館、飲食、薬草、宿泊など町内周遊とセットにした旅行事業者への営業や、祭り文化と匠文化を関連させ、飛騨古川まつり会館と飛騨の匠文化館の共通チケット販売などが提案をされております。

20ページには人員配置計画、21ページには収支計画、そして、22ページには法人概要を添付しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

まちづくり観光課がないので答えられるかどうか疑問なんですけれども、入館者数は令和7年が1万7,000人、それから令和11年までの5年間ですか、1万9,000人という形で出しておりますけれども、私は気になっているのは1人当たりの入館料の価格なんですけど、これは現在の700円を基準にして出されていると思うんですよね。前にもちょっと話が出たと思いますけども、こういう入館料について一般社団法人飛騨市観光協会のほうとのやり取りで今度申請する段階で、そういうことについての議論というのはなかったんでしょうか。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

基本的には現状の条例に定められております金額を基にして計画を立てられておりますけれども、今後の料金につきましては打ち合わせをしながら決めてまいりたいということで、現在も緊密にその辺りの打ち合わせをしながら進めておりますので、今後値上げの必要性があるとか、引き下げの必要があるということでありましたら柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員（野村勝憲）

ぜひそういうことも検討の中にですね、それはなぜかといいますと、11月10日でしたかね、私も案内人会で高岡市の御車山会館というのがありますね。あそこを実際に入館したんですよ。私は前から知っていましたが、入館して皆さんびっくりされたのが、御車山会館が450円なんです。最近ワンコインで入れるところが多くなってきているんです。伝統ある歴史、文化を伝える、そういう飛騨古川まつり会館も含めてね。ですから、その辺をぜひまた今度の申請者内定したところにも、その辺は本当真剣に議論してもらわなければいけないと思いますので、その辺は森基盤整備部長いかがですか。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

そうですね、値下げをすると、結局売上げが下がることになりますので、来客数を増やさなければならないということですので、その絡みでしっかりその辺はただ下げるのではなくて、収支

をしっかりと考えながら対応していくことが大事かなというふうに思います。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（森要）

収支を見ると指定管理料が出ているんですが、市から派遣されている職員の方は2名というようにあるんですが、この方々の人件費は飛騨市で直接払われるという解釈でよろしいでしょうか。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

一般社団法人飛騨市観光協会に派遣されております2名につきましては、飛騨古川まつり会館の業務のほうではなくて、一般社団法人飛騨市観光協会自体の業務のほうにということで派遣をされておりますので、こちらの会計のほうには含まれないということで会計が別になりますので、そういうご理解をお願いしたいと思います。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第97号 指定管理者の指定について（飛騨古川桃源郷温泉 ぬく森の湯すば一ふる）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

次に、議案第97号、指定管理者の指定について（飛騨古川桃源郷温泉 ぬく森の湯すば一ふる）を議題といたします。説明を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、議案第97号、指定管理者の指定について（飛騨古川桃源郷温泉 ぬく森の湯すば一ふる）についてご説明いたします。

施設の名称は、飛騨古川桃源郷温泉 ぬく森の湯すば一ふる。

指定管理者となる団体の名称、飛騨市河合町、株式会社飛騨ゆいです。

指定の期間ですが、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とします。

説明資料でその他説明をさせていただきますので、まず1ページをご覧ください。番号が97です。募集方法につきましては公募です。指定管理料は3年間で6,390万円。

25ページをお願いします。内容審査に係る提案書及び採点票となります。主な提案内容についてご説明をいたします。

表の中段、①の「利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。」についてですが、お客様の立場に立ったサービスに心がけ、地元黒内地区と連携して地域に愛される施設運営を行うこととし、スキー場やふれあい広場利用者の入浴を優待する。また、各種イベント、りんご湯など、ホームページ等でPRするとともに、温泉シールラリーなどを企画し、様々な情報媒体を活用して誘客を図るとしております。また、入浴施設3館の共通券を販売するなどの提案がされております。

26ページをお願いします。上段の②、「業務処理を安定して行うための能力を有していること。」については、各部門で責任者から苦情等の情報が速やかに本部に届く仕組みをつくり、その情報に基づき本部が速やかに対応するなどの提案がされております。

下段の個別項目のうち①、「新たな企画や体験、地元地域との協賛協力事業、イベントの実施など、施設の魅力を高め、サービス向上を図るための取組が提案されていること。」についてですが、6月に菖蒲湯、9月～2月までの第4日曜日にりんご湯、薬草湯（毎月1回内容変更）、ポイントカード発行、いきいき健康増進事業への参画等を行い更なる誘客に努める。などの提案がされております。

なお、表の一番下、評価の合計ですが、全体の得点は63点で、合格ラインの50点をクリアしております。

28ページには人員配置計画、29ページに収支計画、そして30ページに法人概要を添付しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（野村勝憲）

先ほど農林部のほうで上町の農産物直売所の任期の件があったんですけども、任期というのは要するに5年間するというので、そのときに質問が出たんですけど3年なのか5年なのかというところで、今回こちらが3年になっています。そのときは例えば新しく参加される場所とか、何か問題があったら3年という回答だったんですけども、今回は飛騨古川桃源郷温泉ぬく森の湯すば一ふるについては、同じ株式会社飛騨ゆいで問題もなかったと思います。そういうことで引き続き同じところがされるのに、なぜ3年なのでしょう。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

飛騨古川桃源郷温泉ぬく森の湯すば一ふるのほうの期間を3年としました理由は、今回議案としては上げられておりませんがホテル季古里のほうの募集期間を3年としました際に、ホ

テル季古里のほうは民間譲渡も含めて3年以内に検討して、次回の指定管理までに結論を出すというようなことをご説明しましたけれども、ここは源泉を共用しております、ホテル季古里を売却する際にその源泉が共用になっておる関係上、こちらのところも再検討する必要が出るというふうに考えましたので、その際に同時に考えられるように期間のほうを合わせたということで今回3年にしたということが理由でございます。

○委員（野村勝憲）

そうしますと、源泉が出てくるのはなかなか厳しいという見通しを立てていらっしゃるということなんですか。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

今、源泉のほうの湯のほうは、量が厳しいということが理由ではなくて、源泉を共用していますので、その費用の案分でありますとか責任をどちらが持つのかということを含めて整理する必要が出てくるということでございますので、お願いいたします。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（小笠原美保子）

資料の25ページと26ページにまたがっているんですけども、スタッフのことで10点満点中どちらのページも5点であり評価はよろしくない、差もあるなど私は思ったんですが、よく利用している方からお聞きするのが、スタッフの教育というか対応がよろしくないという苦情をものすごく私、伺うんですが、こここのところで従業員教育の徹底を図るとありますけども、アンケート調査も適宜行いと書いてありますけども、今までもアンケートはされていたのか、それがきちんと共有の徹底がされているのか伺います。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

アンケート調査などの実施につきまして現地のほうで実態などを確認をした際に、やっていなかった時期がありましたので今年度再度やるようにというような指導をしたところであります。今後その辺りを反映させた上で接客に生かしていただけるように、またこちらのほうも指導してまいりたいというふうに思いますのでよろしく申し上げます。

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りします。ただいま議決しました6案件に対する委員会報告の作成につきましては委員長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（上ヶ吹豊孝）

異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については委員長に一任することと決しました。

◆閉会

●委員長（上ヶ吹豊孝）

以上をもちまして、第10回産業常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午後1時47分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

産業常任委員会委員長 上ヶ吹 豊孝